

軽度外傷性脳損傷（MTBI）に係る労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や転倒、スポーツ外傷等により、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、記憶力や注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、けいれん発作や手足のしびれ、倦怠感や視野狭窄等、多岐にわたる症状があらわれる疾病であり、重症の場合は寝たきりの生活となることもあるとされています。

平成19年の世界保健機関（WHO）の報告によると、MTBI患者の発生は年間約900万人以上に上ると推測されており、我が国においてもその対策が求められているところです。

この疾病は、磁気共鳴画像法（MRI）などの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない上に補償も十分に受けられない患者は、経済的に追い込まれ、患者家族にとっても深刻な状況が続いていくことから、その救済が早急に求められています。

厚生労働科学研究障害者対策総合研究事業の取りまとめにおいては、画像に写らなくても労災障害等級第14級を超える場合があるとされており、このことを踏まえ、厚生労働省は、平成25年6月18日に、画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害（補償）給付請求事案の報告についてと題する通知を発出し、MRI、CT等の画像所見が認められない高次脳機能障害を含む障害（補償）給付請求事案については、本省で個別に判断することとするので、現在調査中のものも含め、該当事案を把握し次第、本省に報告することとされているところです。

よって、国におかれましては、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 画像所見の認められない高次脳機能障害の労災認定に関し、事例の集中的検討を進め、医学的所見に基づく判定方法を確立し、適切に労災認定が行われるよう取り組みを進めること。
- 2 MTBIについて、国民を初め教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月24日

北海道江別市議会

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣